

○経済産業省令第×××号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令

（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）

第一条 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
-----	-----

(制御不能費用の算定)

第六条 一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）^一、退職給与金（規制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。）^二、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料（道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準

(制御不能費用の算定)

第六条 一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）^一、退職給与金（規制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。）^二、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料（道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準

じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）及び災害等扶助拠出金（法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）、貸倒損、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号口に掲げる接続供給に係る電気であつて、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電等用

じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）及び災害等扶助拠出金（法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）、貸倒損、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号口に掲げる接続供給に係る電気であつて、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電等用

電気工作物の発電又は放電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）

、インバランス収支過不足額（電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。）

、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同

電気工作物の発電又は放電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）

、インバランス収支過不足額（電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。）

、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同

じ。）、調整力の確保に要する費用（法第二十八
条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務
に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の
確保を促進するために要する費用（将来の一定期
間における電気の需要に応ずるために必要と見込
まれる供給能力が不足することが明らかになった
場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除
く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電
又は放電に係る電気を受電することなく発電し、
又は放電することができ発電等設備等の調達に
係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するた
めの発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障
供給に係る利益又は損失をいう。以下この条にお

じ。）、調整力の確保に要する費用（法第二十八
条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務
に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の
確保を促進するために要する費用（将来の一定期
間における電気の需要に応ずるために必要と見込
まれる供給能力が不足することが明らかになった
場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除
く。）、その発電等設備以外の発電等設備の発電
又は放電に係る電気を受電することなく発電し、
又は放電することができ発電等設備等の調達に
係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するた
めの発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障
供給に係る利益又は損失をいう。以下この条にお

いて同じ。）、再給電に要する費用（一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。）の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令並びに調整電源等以外の電源の出力の抑制により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。）並びに物価等の変動に伴う費用の増減額であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離

いて同じ。）及び再給電に要する費用（一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。）の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用の額及び電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一

島等供給に係る費用の額（物価等の変動に伴う費用の増減額を除く。）及び電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十九第一項に規定する系統整備回収金であつて同項の承認を受けた額を除く。

）に、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）を加えた額として制御不能費用を算定しなければならない。

2
（略）

3 次の各号に掲げる制御不能費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に

項に規定する系統整備回収金であつて同項の承認を受けた額を除く。）に、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）を加えた額として制御不能費用を算定しなければならない。

2
（略）

3 次の各号に掲げる制御不能費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に

定める方法により算定した額とする。

一～四 (略)

五 法人税等 実績値、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

六～十一 (略)

十二 物価等の変動に伴う費用の増減額 第一区分費用、第二区分費用、第三区分費用（固定資

定める方法により算定した額とする。

一～四 (略)

五 法人税等 実績値、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

六～十一 (略)

(新設)

産除却費（固定資産除却損に限る。以下この号において同じ。）、 廃炉等負担金、離島等供給に係る費用（燃料費に限る。）、 及び離島等供給に係る収益を除く。）、 及び次世代投資費用（固定資産除却費を除く。）、 に、規制期間初年度の前々年度からこの号に掲げる費用の生じる年度の前年度（減価償却費については、当該設備が竣工する年度の前年度）までにおける物価等の変動に関する客観的な指標に基づき算定した物価等の変動率を乗じて得た額の規制期間における合計額

（第二区分費用等の調整について）

第十二条 一般送配電事業者は、法第十七条の二第

（第二区分費用等の調整について）

第十二条 一般送配電事業者は、法第十七条の二第

一項の承認を受けた収入の見通し（同条第四項の変更の承認又は法第十七条の三第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下単に「承認を受けた収入の見通し」という。）の算定時における第三区分費用、制御不能費用、事後検証費用及び控除収益の想定値を、規制期間

（規制期間最終年度を除く。）の実績値と当該実績値等を用いて合理的な方法により推計した規制期間最終年度の推計値との合計値が上回つた場合の乖離値（第三区分費用については、離島等供給に係る収益のうち、電灯料及び電力料等の料金収入の単価の変動に係る乖離値に限る。）を、当該乖離値が妥当と認められる場合には、翌規制期間

一項の承認を受けた収入の見通し（以下単に「承認を受けた収入の見通し」という。）の算定時における第三区分費用、制御不能費用、事後検証費用及び控除収益の想定値を規制期間の実績値が上回つた場合の乖離値（第三区分費用については、離島等供給に係る収益のうち、電灯料及び電力料等の料金収入の単価の変動に係る乖離値に限る。）を、当該乖離値が妥当と認められる場合には、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならぬ。

における収入の見通しに算入しなければならない。

2 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における第二区分費用（第十七条に規定するものを除く。以下この項及び次条において同じ。）、事業報酬及び追加事業報酬の想定値を、規制期間（規制期間最終年度を除く。）の実績値と当該実績値等を用いて合理的な方法により推計した規制期間最終年度の推計値との合計値が上回った場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

2 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における第二区分費用（第十七条に規定するものを除く。以下この項及び次条において同じ。）、事業報酬及び追加事業報酬の想定値を規制期間の実績値が上回った場合の乖離値（事業報酬及び追加事業報酬については、第二区分費用の想定値を規制期間の実績値が上回った場合に、それに伴って変動する特定固定資産及び建設中の資産に係る乖離値に限る。）を、次の各号のいずれかに該当する場合には、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

一〇四 (略)

第十三条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における第二区分費用、第三区分費用、制御不能費用、事後検証費用、次世代投資費用、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益の想定値を、規制期間（規制期間最終年度を除く。）

の実績値と当該実績値等を用いて合理的な方法により推計した規制期間最終年度の推計値との合計値が下回った場合の乖離値（第三区分費用については、離島等供給に係る収益のうち、電灯料及び電力料等の料金収入の単価の変動に係る乖離値に限る。）を、当該乖離値が妥当と認められる場合には、翌規制期間における収入の見通しに

一〇四 (略)

第十三条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における第二区分費用、第三区分費用、制御不能費用、事後検証費用、次世代投資費用、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益の想定値を規制期間の実績値が下回った場合の乖離値（第三区分費用については、離島等供給に係る収益のうち、電灯料及び電力料等の料金収入の単価の変動に係る乖離値に限り、事業報酬及び追加事業報酬については、第二区分費用の想定値を規制期間の実績値が下回った場合に、それに伴って変動する特定固定資産及び建設中の資産に係る乖離値に限る。）を、当該乖離値が妥当と認められ

算入しなければならない。

第十四条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用、事業報酬及び追加事業報酬の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

一 五 (略)

2 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用、事業報酬及び追加事業報酬の想定値を規制期間における実績値

る場合には、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

第十四条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

一 五 (略)

2 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が下回った場合又は下回るこ

が下回った場合又は下回るが見込まれる場合の乖離値について、前項各号のいずれかに該当する場合には、当該乖離値を承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入しなければならない。

（需要及び供給の変動を踏まえた調整について）

第十八条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しと、規制期間（規制期間最終年度を除く。）における収入の実績値と当該収入の実績値等を用いて合理的な方法により推計した規制期間最終年度における収入の推計値との合計の乖離需要及び値のうち、需要及び供給の変動に起因するものを、翌規制期間における収入の見通しに算入

とが見込まれる場合の乖離値について、前項各号のいずれかに該当する場合には、当該乖離値を承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入しなければならない。

（需要の変動を踏まえた調整について）

第十八条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しと規制期間における需要変動に起因する収入実績の乖離値を、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

しなひたひびなひらひら。

別表第 1 (第 3 条から第 9 条、第 1 1 条関係)

第 1 表

収入上限を構成する項目分類表

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
制御不能費用	再給電に要する費用	(略)	一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量
		(略)	

別表第 1 (第 3 条から第 9 条、第 1 1 条関係)

第 1 表

収入上限を構成する項目分類表

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
制御不能費用	再給電に要する費用	(略)	一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量
		(略)	

			等の制限により電 力の受渡しができ ないと見込まれる 場合に、当該一般 送配電事業者が調 整電源等の上げ調 整指令及び下げ調 整指令並びに調整 <u>電源等以外の電源</u> <u>の出力の抑制</u> によ り、当該制限を解 消するのに要する				等の制限により電 力の受渡しができ ないと見込まれる 場合に、当該一般 送配電事業者が調 整電源等の上げ調 整指令及び下げ調 整指令により、当 該制限を解消する のに要する費用を 整理する。
--	--	--	---	--	--	--	---

			費用を整理する。				
	<u>物価等の変動に伴う費用の増減額</u>		<u>物価等の変動（規制期間初年度の前々年度から費用の生じる年度の前年度（減価償却費については、当該設備が竣工する年度の前年度）までにおける物価等に関する客観的な指標の変動をいう。以</u>				
						(新設)	(新設)

(略)	(略)	(略)	(略)	<u>下同じ。)</u> に伴う <u>費用の増減額で</u> <u>あって一般送配電</u> <u>事業等に係るもの</u> <u>の額を算定し、そ</u> <u>の合計額 (離島等</u> <u>供給に係る費用</u> <u>(物価等の変動に</u> <u>伴う費用の増減額</u> <u>を除く。)</u> を除 <u>く。)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	--	-----	-----	-----	-----

様式第一第一表、様式第二第六表、第九表及び第十一表を次のように改める。

様式第1 (第3条から第11条まで関係)

第1表

収入の見通し総括表

(単位:千円)

	N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均	
役員給与								0
給料手当振替額(貸方)								0
退職給与金※1								0 ▲表示で記載
厚生費								0
委託検針費								0
委託集金費								0
雑給								0
(人件費計)								(0)
修繕費※2								0
研究費								0
消耗品費								0
損害保険料								0
養成費								0
建設分担関連費振替額(貸方)								0 ▲表示で記載
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)								0 ▲表示で記載
委託費※3								0
普及開発関係費								0
諸費※4								0
電気事業雑収益※5								0 ▲表示で記載
第1区分費用計								0
修繕費※6								0
委託費※7								0
諸費※8								0
減価償却費※9								0
固定資産産税※10								0
第2区分費用計								0
次世代投資費用								0
修繕費※11								0
委託費※12								0
固定資産除却費								0
賃借料※13								0
託送料※14								0
共有設備費等分担額								0
共有設備費等分担額(貸方)								0 ▲表示で記載
他社購入送電費								0
地帯間購入送電費								0
一般送配電事業等に係る電力料※15								0
需給調整市場手数料※16								0
電力費振替勘定(貸方)								0 ▲表示で記載
開発費								0
株式交付費								0
社債発行費								0
開発費償却								0
株式交付費償却								0
社債発行費償却								0
廃炉等負担金								0
離島等供給に係る費用※17								0
離島等供給に係る収益※18								0 ▲表示で記載
(何)								0
第3区分費用計								0
地帯間販売送電料								0 ▲表示で記載
地帯間販売電源料								0 ▲表示で記載
他社販売送電料								0 ▲表示で記載
他社販売電源料								0 ▲表示で記載
託送収益※19								0 ▲表示で記載
事業者間精算収益								0 ▲表示で記載
電気事業雑収益※20								0 ▲表示で記載
預金利息								0 ▲表示で記載
控除収益計								0
減価償却費※21								0
退職給与金※22								0
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用								0
賃借料※23								0
諸費※24								0
貸倒損								0 貸方の場合は▲表示で記載
振替損失調整額								0
インバランス取支過不足額※25								0 貸方の場合は▲表示で記載

電 源 開 発 促 進 税									0
事 業 税									0
雑 税									0
法 人 税 等									0
賠 償 負 担 金 相 当 金									0
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金									0
系 統 整 備 回 収 金									0
託 送 回 収 金 相 当 金									0
系 統 整 備 負 担 金 相 当 金									0
特 定 系 統 整 備 準 備 金 引 当									0
特 定 系 統 整 備 準 備 引 当 金 取 崩 し (貸 方)									0 ▲表示で記載
系 統 整 備 負 担 金 相 当 取 益									0 ▲表示で記載
託 送 取 益 ※26									0 ▲表示で記載
固 定 資 産 税 ※27									0
調 整 力 の 確 保 に 要 す る 費 用 ※28									0 貸方の場合は▲表示で記載
再 給 電 に 要 す る 費 用 ※29									0
物 価 等 の 変 動 に 伴 う 費 用 の 増 減 額									0 貸方の場合は▲表示で記載
制 御 不 能 費 用 計									0
託 送 料 ※30									0
補 償 費									0
事 業 者 間 精 算 費									0
震 災、風 水 害、火 災 其 他 の 災 害 の 復 旧 に 係 る 費 用 ※31									0
調 整 力 の 確 保 に 要 す る 費 用 ※32									0
発 電 抑 制 に 要 す る 費 用 ※33									0
事 後 検 証 費 用									0
事 業 報 酬									0
追 加 事 業 報 酬									0
取 入 の 見 通 し 計									0

(記載注意)

- ※1：第6条に規定するものを除く。
- ※2：発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。
- ※3：第4条及び第5条に規定するものを除く。
- ※4：第4条及び第6条に規定するものを除く。
- ※5：会計規則附則第4項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。
- ※6：取替修繕費及び修繕費であって配電設備及び業務設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。
- ※7：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用に限る。
- ※8：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用に限る。
- ※9：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産(送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第6項に規定するもの以外のものに限る。)に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
- ※10：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産(送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第6項に規定するもの以外のものに限る。)に対する税額に限る。
- ※11：第3条及び第4条に規定するものを除く。
- ※12：支障木の伐採の委託に係る費用に限る。
- ※13：第6条に規定するものを除く。
- ※14：第7条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。
- ※15：一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。
- ※16：需給調整市場における取引に係る売買手数料をいう。
- ※17：送配電等業務に係る費用及び第9条に規定するものを除く。
- ※18：送配電等業務に係る収益を除く。
- ※19：接続供給託送取益、託送回収金の回収に係る収益及び電源線に係る収益を除く。
- ※20：第3条に規定するもの、災害等扶助交付金及び離島等供給に係る収益を除く。
- ※21：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
- ※22：規制期間初年度の前々年度3月31日時点で発生している数値計算上の差異に対する償却額に限る。
- ※23：道筋占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。
- ※24：受益者負担金、推進機関の会費(特別会費を含む。)、災害等扶助拠出金に限る。
- ※25：電気事業託送供給等取支計算規則第2条第1項の規定に基づき作成されたインバランス等取支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。
- ※26：託送回収金の回収に係る収益に限る。
- ※27：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。
- ※28：法第28条の4の第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用(将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。)、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。
- ※29：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令並びに調整電源等以外の電源の出力の抑制により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。
- ※30：地域間連系設備の増強に係る費用に限る。
- ※31：災害等扶助交付金を含む。
- ※32：一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用(前二条に規定するものを除く。)、一般送配電事業者が、調整電源等(再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定発電設備(同条第3項第1号に掲げる太陽光及び同項第2号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。))から供出される電力量について、翌日市場(一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。))の売買取引が行われる日の午前六時における一般送配電事業者による予測値と当該売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における当該一般送配電事業者による予測値との差を調整するための調整電源等を除く。)を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。
- ※33：送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制に要する費用をいう。

様式第2（第3条から第11条まで関係）

第1表

第1区分費用明細表

（単位：千円）

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
役員給与							0							0	
給料手当							0							0	
給料手当振替額（貸方）							0							0	▲表示で記載
退職給与金 ※1							0							0	
厚生費							0							0	
委託検針費							0							0	
委託集金費							0							0	
雑給							0							0	
修繕費 ※2							0							0	
研究費							0							0	
消耗品費							0							0	
損害保険料							0							0	
養成費							0							0	
建設分担関連費振替額（貸方）							0							0	▲表示で記載
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）							0							0	▲表示で記載
委託費 ※3							0							0	
普及開発関係費							0							0	
諸費 ※4							0							0	
電気事業雑収益 ※5							0							0	▲表示で記載
第1区分費用計							0							0	

（記載注意）

※1：第6条に規定するものを除く。

※2：発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。

※3：第4条及び第5条に規定するものを除く。

※4：第4条及び第6条に規定するものを除く。

※5：会計規則附則第4項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。

《項目別明細表》

(1) 第5条第3項関係

[修繕費]

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
発電等設備							0							0	
送電設備	設備取替・補修						0							0	
	塗装						0							0	
	保安対策						0							0	
	第三者要請対応						0							0	
	その他						0							0	
	計							0							0
変電設備	設備取替・補修						0							0	
	塗装						0							0	
	保安対策						0							0	
	第三者要請対応						0							0	
	その他						0							0	
	計							0							0
配電設備	第三者要請対応						0							0	
	その他						0							0	
	計						0							0	
業務設備	第三者要請対応						0							0	
	その他						0							0	
	計						0							0	
合計							0							0	

[委託費]

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
発電等設備							0							0	
送電設備							0							0	
変電設備							0							0	
配電設備							0							0	
業務設備							0							0	
合計							0							0	

[固定資産除却費]

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
発電等設備	除却損						0							0	
	除却費用						0							0	
送電設備	除却損						0							0	
	除却費用						0							0	
変電設備	除却損						0							0	
	除却費用						0							0	

配電設備	除却損							0							0
	除却費用							0							0
業務設備	除却損							0							0
	除却費用							0							0
合計	除却損							0							0
	除却費用							0							0

[賃借料]

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
借地借家料							0							0	
機械賃借料							0							0	
車両リース料							0							0	
その他							0							0	
合計							0							0	

[託送料]

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
(何)							0							0	
(何)							0							0	
(何)							0							0	
(何)							0							0	
(何)							0							0	
合計							0							0	

第6表
制御不能費用明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
減価償却費※1							0							0	
退職給与金※2							0							0	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用							0							0	
貸借料※3							0							0	
諸費※4							0							0	
貸倒損							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
振替損失調整額							0							0	
インバランス収支過不足額※5							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
電源開発促進税							0							0	
事業税							0							0	
雑税							0							0	
法人税等							0							0	
賠償負担金相当金							0							0	
廃炉円滑化負担金相当金							0							0	
系統整備回収金							0							0	
託送回収金相当金							0							0	
系統整備負担金相当金							0							0	
特定系統整備準備金引当							0							0	
特定系統整備準備引当金取崩し(貸方)							0							0	▲表示で記載
系統整備負担金相当収益							0							0	▲表示で記載
託送収益※6							0							0	▲表示で記載
固定資産税※7							0							0	
調整力の確保に要する費用※8							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
再給電に要する費用※9							0							0	
物価等の変動に伴う費用の増減額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
制御不能費用計							0							0	

(記載注意)

※1：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。

※2：規制期間初年度の前年度3月31日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。

※3：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。

※4：受益者負担金、推進機関の会費(特別会費を含む。)、災害等扶助拠出金に限る。

※5：電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。

※6：託送回収金の回収に係る収益に限る。

※7：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。

※8：法第28条の4第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用(将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が行う当該業務規程に規定する交付金の交付に充てるため、推進機関の定款に規定する会員のうち一般送配電事業者から提出される金額をいう。)、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を用いて供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。

※9：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令並びに調整電源等以外の電源の出力の抑制により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。

＜項目別明細表＞

(1) 第6条第3項第1号関係

【減価償却費】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
発電等設備							0							0	
送電設備							0							0	
変電設備							0							0	
配電設備							0							0	
変圧設備							0							0	
合計							0							0	

(2) 第6条第3項第2号関係

【退職給付金】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
数理計算上の差異 (N-7年度以前発生分)							0							0	
数理計算上の差異 (N-6年度発生分)							0							0	
数理計算上の差異 (N-5年度発生分)							0							0	
数理計算上の差異 (N-4年度発生分)							0							0	
数理計算上の差異 (N-3年度発生分)							0							0	
数理計算上の差異 (N-2年度発生分)							0							0	
合計							0							0	

数理計算上の差異の償却年数(年)

(3) 第6条第3項第3号関係

【ボリ塩化ヒュニル廃棄物の処理等に係る費用】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
分析(採油含む)							0							0	
運搬・処理							0							0	
その他							0							0	
合計							0							0	

【賃借料】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
道路占用料							0							0	
水面使用料							0							0	
線路使用料							0							0	
電柱敷地料							0							0	
線下補償料							0							0	
河敷料							0							0	
占用関係借地料							0							0	
その他							0							0	
合計							0							0	

【諸費】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
受益者負担金							0							0	
推進機関の会費(特別会費を含む)							0							0	
災害等扶助拠出金							0							0	
合計							0							0	

【貸倒損】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
貸倒損引当額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
貸倒損発生額							0							0	
合計							0							0	

【振替損失調整額】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
振替損失電力量(kWh)							0							0	
振替損失調整額							0							0	

【インバランス収支過不足額】

参照期間の最終年度までに発生した累積収支額のうち、規制期間の前年度に繰り越すことが妥当とされた金額(千円)

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
インバランス収支過不足額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
「参照期間の最終年度までに発生した累積収支額のうち、規制期間の前年度に繰り越すことが妥当とされた金額」に係る回収・還元調整額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
合計							0							0	

(4) 第6条第3項第8号関係

【調整力の確保に要する費用】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
法第二十八条の四十五第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用(将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。)							0							0	
その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用							0							0	
電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用							0							0	
最終保障供給に係る利益又は損失							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
合計							0							0	

(5) 第6条第3項第10号関係

【物価等の変動に伴う費用の増減額】

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
第1区分費用に係る額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
第2区分費用に係る額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
第3区分費用に係る額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
次世代投資費用に係る額							0							0	貸方の場合は▲表示で記載
合計							0							0	

第9表
事業報酬明細表

(単位：千円)

		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	
特定固定資産	以下を除く								0
	物価等の変動に伴う費用の増減額								0
	計								0
建設中の資産	以下を除く								0
	物価等の変動に伴う費用の増減額								0
	計								0
特定	投資								0
運転資本	営業								0
	貯蔵								0
	計								0
繰延償却	資産								0
レトベース	計								0
報酬	率	0	0	0	0	0	0	0	
事業報酬	計	0	0	0	0	0	0	0	0

第11表
追加事業報酬対象額明細表

(単位：千円)

	設備名称	区間	N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
								5ヶ年計	5ヶ年平均	
特定固定資産	以下を除く	(何)	(何)							0
	物価等の変動に伴う費用の増減額	(何)	(何)							0
	計	(何)	(何)							0
特定固定資産	以下を除く	(何)	(何)							0
	物価等の変動に伴う費用の増減額	(何)	(何)							0
	計	(何)	(何)							0
特定固定資産	以下を除く	(何)	(何)							0
	物価等の変動に伴う費用の増減額	(何)	(何)							0
	計	(何)	(何)							0
建設中の資産	以下を除く	(何)	(何)							0
	物価等の変動に伴う費用の増減額	(何)	(何)							0
	計	(何)	(何)							0
建設中の資産	以下を除く	(何)	(何)							0
	物価等の変動に伴う費用の増減額	(何)	(何)							0
	計	(何)	(何)							0
建設中の資産	以下を除く	(何)	(何)							0
	物価等の変動に伴う費用の増減額	(何)	(何)							0
	計	(何)	(何)							0
合	計									0

(電気事業会計規則の一部改正)

第二条 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
(5) 流動負債			(5) 流動負債		
科目	項	備考	科目	項	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
未払税金	法人税 <u>地方法</u>	(略)	未払税金	法人税 (新)	(略)

	人事業 税	
	消費税	(略)
(略)	(略)	(略)

(10) 営業費用

科目	項	備	考
(1) 電気			
事業営業			
費用			
水力発電			
費			

	設)	
	消費税	(略)
(略)	(略)	(略)

(10) 営業費用

科目	項	備	考
(1) 電気			
事業営業			
費用			
水力発電			
費			

	(略)	(略)		(略)	
	諸税	固定資産税及び雑税に区分して整理する。借入資産の税金を含み、電源開発促進税、事業税、法人税、 <u>地方</u>		諸税	固定資産税及び雑税に区分して整理する。借入資産の税金を含み、電源開発促進税、事業税、法人税並びに
	(略)	に道府県民税及び市町村民税の法人税割を除く。		(略)	道府県民税及び市町村民税の法人税割を除く。
	(略)	(略)		(略)	(略)
事業税	(略)	<u>利益に関連する金額を課税</u>	事業税	(略)	(新設)

(みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正)

第三条 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(営業費の算定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 法人税等 自己資本報酬の額(次条第二</p>	<p>(営業費の算定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 法人税等 自己資本報酬の額(次条第二</p>

項第一号の規定により算定された事業者及び特別関係事業者（同号に定める特別関係事業者をいう。）のレートベースの額の合計額に、次条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額から、法第十八条第一項又は第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）

第九条第二項の規定により算定された事業者

項第一号の規定により算定された事業者及び特別関係事業者（同号に定める特別関係事業者をいう。）のレートベースの額の合計額に、次条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額から、法第十八条第一項又は第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）

第九条第二項の規定により算定された事業者

又は当該特別関係事業者のレートベースの額の合計額に、同条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額を差し引いて得た額に、次条第二項第三号の規定により算定された割合を乗じて得た額をいう。)を基に法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)、地方税法(道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。)及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)により算定した額

又は当該特別関係事業者のレートベースの額の合計額に、同条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額を差し引いて得た額に、次条第二項第三号の規定により算定された割合を乗じて得た額をいう。)を基に法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)及び地方税法(道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。)により算定した額

(みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正)

第四条 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>事業者に係る部門別収支配分基準</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>事業者に係る部門別収支配分基準</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。</p>

(1) ~ (8) (略)

(9) (6) から (8) までにより整理された二需要種別又は三需要種別ごとの費用のうち、特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

(10) (略)

6. (略)

7. 法人税等 (法人税、地方法人税、防衛特別法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。) を、
6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門の税引前当期純利益の占

(1) ~ (8) (略)

(9) (6) から (8) までにより整理された二需要種別又は三需要種別ごとごとの費用のうち、特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。
。

(10) (略)

6. (略)

7. 法人税等 (法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。) を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門の税引前当期純利益の占める割合により各

める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正)

第五条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十条 一般送配電事業者は、送配電関連費として、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目、購入販売送電項目、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）ごとに、前条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、<u>同条第一項</u></p>	<p>第十条 一般送配電事業者は、送配電関連費として、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目、購入販売送電項目、系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）ごとに、前条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、<u>同条第一項</u></p>

第三号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一次整理原価、同条第一項第四号及び第六号又は第二項の規定により需要家費（販売需要家費及び配電需要家費をいう。以下同じ。）に整理された第一次整理原価、同条第一項第六号又は第二項の規定により給電費に整理された第一次整理原価並びに同条第一項第六号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第一次整理原価を整理し、様式第四により、送配電関連費整理表を作成しなければならぬ。

第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第一次整理原価、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一次整理原価、同条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需要家費（販売需要家費及び配電需要家費をいう。以下同じ。）に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された第一次整理原価並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第一次整理原価を整理し、様式第四により、送配電関連費整理表を作成しなければならぬ。

(変動額届出料金の算定)

第三十一条 (略)

2 5 10 (略)

11 一般送配電事業者は、その供給区域の送配電
関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率
的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる
場合においては、第七項に掲げる料金と異なる料
金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事
業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同項
に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設
定することができる。

12・13 (略)

第三十一条の二 (略)

(変動額届出料金の算定)

第三十一条 (略)

2 5 10 (略)

11 一般送配電事業者は、その供給区域の送配電
関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率
的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる
場合においては、第七項に掲げる料金と異なる料
金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事
業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同号
に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設
定することができる。

12・13 (略)

第三十一条の二 (略)

<p>2 2 10 (略)</p> <p>11 一般送配電事業者は、その供給区域の送配電 関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率 的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる 場合においては、第七項に掲げる料金と異なる料 金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事 業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同項 に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設 定することができる。</p> <p>12・13 (略)</p>	<p>2 2 10 (略)</p> <p>11 一般送配電事業者は、その供給区域の送配電 関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率 的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる 場合においては、第七項に掲げる料金と異なる料 金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事 業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同号 に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設 定することができる。</p> <p>12・13 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年五月二十九日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省

令、第二条の規定による改正後の電気事業会計規則及び第四条の規定による改正後のみなし小売電気事業部門別収支計算規則の規定は、令和八年四月一日以後開始する事業年度から適用し、同日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。